

広場条例についての陳情

陳情 1 第25号



陳情項目

条例制定の審議において次の項目を慎重に吟味されたい

1. 広場条例において、催し場広場と自由通路に関し、その目的を明確に区別し、それぞれの管理責任者、管理規則を厳密に規定されたい。
2. 本件対象領域はあくまで地方公共団体が設置し所有しつつ維持管理する責任を有する公共空間であり、その目的は公共の福祉であって、民間 団体が恣意的に、また営利目的に自由に利用できるものでない。所謂「エイリアマネイジメント協議会」に広場運営に関する全面的管理権を与えてはならず、これは法令違反である。指定管理者の選定は、上述の広場の領域区分と並んで、この点を踏まえ、今ままのエイリアマネイジメント協議会にしてはならない。より中立な第三者にし、市の全体的管理下にしておく工夫が必要である。

陳情理由

背景 駅前広場（ここでは、北口の「通称サンパール広場」に限定）に関しては、ここ数年大規模な改築工事がなされ、ほぼ完成し利便性が飛躍的に向上し、市民も喜んでいる。一方、その運用方法に関して、市民のため活性化のためと称して「イベント等、賑やかしのための催し場」としての広場の活用が叫ばれてきた。賑やかしの運用方法に関しては、当今流行の「エイリアマネイジメント協議会」方式を活用するとして、昨年約半年を経て議論が終了している。周辺事業者、商店会、一部自治会等を巻き込んで、行政が主導して情報を流し、議論を進め、条例作成、指定管理者の選定及びそのスケジュール等が議論されているようである。詳細は、公開されている議事録等では必ずしも十分でなく、傍聴も制限され、広く市民に公開されてもいい。「エイリアマネイジメント協議会」は、一般社団法人にすることは決まっているが、これが何を意味するか一般の人は理解できていない。

問題の本質 地方自治体等の公共設備、空間の管理運営を民間にゆだねて活性化を図るという考え方には、「エイリアマネイジメント協議会」方式等の名称の新しさを付加しようが、慎重に考察されねばならない。特に今回は、広場条例の対象区域が自由通路空間を含む広範囲な区域を包括され、かつ市行政の管理担当も今までの自由通路を~~对象~~とする道路課から、催し、イベント、「賑やかし」を目指す商業・産業振興担当部門に移されているように見えるから、（条例の提案部署、議会の審議委員会も）危惧しているのである。自由通路空間は、文字道理、自由通路空間であて、従来どうりでよく、改めて管理条例などは、本来不要のものである。なお、自由通路空間でも、個々の規制を強化しようというなら、これを条例で明確にすべきだが、これはこれで重大な法令違反を覚悟しなければならない。催し物広場に関しても誰でも催しを企画できることが望ましく、「エイリアマネイジメント協議会」は、催し物を企画する一部の団体の閉鎖的集まりでしかない。ここに広場全体の管理権、催し物や主催者の選択権を、まして優先的予算配分枠を、付与してはならない。広い権限を指定管理業者に付与するつもりなら、あらかじめその権限・委託業務を厳しく限定し、市は、全体的責任をもち、業務を分担しつつ、常に主体的に管理できる、中立的第三者を指定管理者に選定しなければならないから、市議会はその指定管理者選定の過程を慎重に吟味されたい。行政から見て、催しもの企画以外に、経費節減のため広場全体の設備維持管理をも指定管理団体に委託することもあるが、これは、条例や指定管理者の問題でなく、それぞれの担当部局の単なる委託業務であって毎年予算措置されるものである。これから条例の本格的議論、パブリックコメント、マスコミ報道等、が開始される。市民全体としての議論を望むものである。

まとめ 陳情書類の提出時、条例の原案、及び具体的条例の項目、内容は不明であるが、本条例が含む本質的問題点を前もって記述して注意喚起しておくのが本陳情の趣旨である。委員会開催の2日前に、条例原案が公開されるということであるが、委員会当日陳述の中で若干、個々の条例項目について若干、問題提起することになると思いますが、議会の議員さんに、慎重な議論を望むものである。

2020年 2月 20日

住所 藤沢市 大鋸 1-6-11

氏名 渡辺 博明

藤沢市議会 議長

加藤 一様

